

■ 自動車税のグリーン化税制について

1 自動車税の軽減

令和7（2025）年度に新車新規登録された一定の低公害車及び一定の低排出ガスで低燃費の自動車については、新車新規登録の翌年度の1年間のみ、排出ガス性能及び燃費性能に応じて軽減されます。

令和7（2025）年度に新車新規登録された自動車

軽減対象自動車の区分		営業用乗用車	その他
電気自動車（燃料電池車を含む）		全額免除（※2）	
プラグインハイブリッド自動車			
天然ガス自動車（※1）		概ね 75%軽減	
ガソリン自動車（※1） ・ LPG自動車（※1） ・ クリーンディーゼル自動車（※1）	令和12（2030）年度燃費基準 90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	概ね 75%軽減	対象外

※1 以下の排ガス要件を満たす自動車に限る。

天然ガス自動車	平成21（2009）年排出ガス基準 10%以上低減達成 又は 平成30（2018）年排出ガス基準適合
ガソリン自動車・LPG自動車	平成30（2018）年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成17（2005）年排出ガス基準 75%低減達成
クリーンディーゼル自動車	平成21（2009）年排出ガス基準適合 又は 平成30（2018）年排出ガス基準適合

※2 電気自動車（燃料電池車を含む）・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度。令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分が全額免除となります（令和2（2020）年度に新車新規登録を受けたものは、令和8（2026）年度からは免除期間終了に伴い標準税率で課税となります。）。

2 自動車税の重課

初度登録年月日から13年を経過したガソリン自動車・LPG自動車、11年を経過したディーゼル自動車は、税額が上乗せされます。

（一般乗用バス、被けん引車、低公害車（電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車）は重課対象自動車から除かれます。）

【重課割合】

◆ 概ね **15%** （ただし、バス（一般乗用を除く。）、トラック（被けん引車を除く。）については、概ね10%。）

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期		税率が重くなる年度
ガソリン自動車・LPG自動車 (新車新規登録から13年を超えるもの)	平成24（2012）年3月以前の登録	すでに開始
	平成24（2012）年4月～ 平成25（2013）年3月の登録	令和8（2026） 年度以降
ディーゼル自動車 (新車新規登録から11年を超えるもの)	平成26（2014）年3月以前の登録	すでに開始
	平成26（2014）年4月～ 平成27（2015）年3月の登録	令和8（2026） 年度以降